

証券コード 6993

株 主 各 位

平成27年6月11日

東京都港区高輪二丁目15番8号

アジアグロースキャピタル株式会社

代表取締役社長 小 川 浩 平

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送お願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、47頁記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力お願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪二丁目1番13号 高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール
3. 目的事項
報告事項
 - (1) 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |

以 上

-
1. 事業報告・計算書類・連結計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.agcap.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社は、平成25年10月1日より株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」といいます。）及びDWの完全子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）を連結子会社としておりますが、子会社との資本・業務面を含む提携関係をさらに強化し、そして、当社グループとしてシナジー効果を最大限発揮し連結利益の最大化を図る目的で、平成26年5月16日から平成26年7月1日の間にDW株式の公開買付けを行い、同年7月18日に同社株式の28.7%を追加取得し、当社グループ合計で71.5%を保有することとなりました。

このようなグループ環境の下、当社主力子会社である大黒屋の当連結会計年度における商品販売については、国内商品売上高は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響や通増的な円安傾向に伴う中古ブランド品価格の上昇により国内商品売上高は、9,745百万円（前期比18.5%減）となりました。以前より好調に推移しております免税商品売上高につきましては、9月頃からの円安傾向や10月に実施された消費税免税制度の拡充等により訪日外客数が増加（2014年は13百万人となり前期比29%増）したことに加え、円安による外国人観光客のブランド品に対する割安感の浸透により、下期免税商品売上高が前下期免税商品売上高及び上期免税商品売上高の約1.5倍にまで伸張し、その結果、同期間（4月～3月）において過去最高を記録し、5,695百万円（前期比24.6%増）となりました。その結果、大黒屋の当連結会計年度における売上高（質利息等を含む）は、16,878百万円（前期比6.3%減少）となりました。今後も円安傾向が継続した場合には、大黒屋のブランド品価格に対する外国人観光客等のドルベースでの割安感により、2014年10月以降の実績が示すように免税販売の増加が見込まれ、大黒屋の売上高は増収傾向となることが期待されます。

当社グループ全体といたしましては、DW及び大黒屋の連結子会社化に伴い、当連結会計年度における売上高は17,237百万円（前期比87.9%増）、営業利益及び経常利益につきましてもそれぞれ2,501百万円（前期比118.2%増）、2,053百万円（前期比83.6%増）と前期に比べ増加しておりますが、平成26年3月5日付で割当てを行ったライツ・オフエリングによる新株予約権の行使関連費用、平成26年5月16日から同年7月1日の期間で実施した上記DW株式の公開買付関連費用、大黒屋における広告宣伝強化費用、さらに、平成26年4月22日付けで大黒屋で実施したリファイナンス関連費用を合計で328百万円を計上しており、これら追加費用が当連結会計年度における収益を圧迫し当社連結業績に大きな影響を与えております。しかし、上記平成26年7月のDW株式の追加取

得により、第2四半期会計期間より大黒屋の最終損益の71.5%が当社連結最終損益に帰属することとなり、この結果、当連結会計年度では、当期純利益698百万円（前期比149.8%増）を計上することとなりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社グループの主力事業である質屋、古物売買業が属する中古ブランド品小売業界は、昨年末からの一層の円安傾向によるブランド品価格の上昇に加え、消費税率引き上げにより、国内需要が低迷しておりましたが、継続的な円安により外国人観光客のブランド品需要が高まっており、免税販売の増収傾向は続いております。

このような状況の下、大黒屋が営む質屋、古物売買業における売上高については、円安に伴う中古ブランド品の価格の上昇及び消費税率の引き上げの影響により国内販売が冷え込んだ結果、上期における売上高は、7,829百万円（前年同期比15.6%減）となる一方、下期における売上高は、継続的な円安により外国人観光客のブランド品需要が高まっているなかで、顧客ニーズに合わせた商品買取りの強化により店頭商品の品揃えを増したことが功を奏し、外国人観光客等向けの販売が過去最高を記録し、9,048百万円（前年同期比3.6%増）と増収となりました。その結果、当連結会計年度における売上高は、16,878百万円（前期比6.3%減）と通期では減収となりましたが、下期より増収傾向となっております。利益面につきましては、営業利益は、上期において消費税率引き上げの影響による売上減少に伴う売上総利益の減少や広告宣伝の強化に伴う広告宣伝費の増加により1,190百万円（前年同期比23.8%減）と減益となりましたが、下期において免税販売の増加に伴う売上高の増加及び売上総利益率の改善により1,615百万円（前年同期比16.2%増）となりました。その結果、当連結会計年度における営業利益は、2,805百万円（前期比5.0%減）と通期では減益となりましたが、下期より増益傾向となっております。また、リファイナンスに伴い発生した銀行手数料及びその他関連費用で195百万円支出しておりますが支払利息の圧縮により経常利益は2,395百万円（前期比0.4%増）、当期純利益は1,493百万円（前期比8.3%増）と増益となりました。

他方、電機事業の属する電機事業業界は、長期にわたる産業用の設備投資の抑制による受注低迷に加え、資材価格や物流経費の上昇、市場規模が小さい中での厳しい価格競争により収益的に厳しい環境が続いておりますが、当社の電機事業においては、適正な利益を確保すべく抜本的な事業の見直しに着手し、顧客に対して製造原価上昇分の販売価格への転嫁を行い、また、製品別の利益幅の改善を進めるとともに、顧客の節電対応により需要が顕在化しているLED製品の新たな販路の開拓に努め、利益率の更なる改善を図っております。この結果、電機事業における売上高は358百万円（前期比18.6%減）となりましたが、利益率向上により、売上総利益は132百万円（前期比3.8%増）となりました。

次期の見通し

次期平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の連結業績の見通しにつきましては、大黒屋が通期をとおして71.5%を保有する連結子会社となるため、損益面にて大きく寄与いたします。また、平成27年2月20日付「当社連結子会社の新規出店に関するお知らせ」にて公表いたしました大黒屋六本木店（仮称）出店及び平成27年4月24日付「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて公表いたしました事業戦略検討諸費用（ライツ・オフアリングにより調達した未使用資金のうち1億円程度）につきましては、平成28年3月期 連結業績見通し（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に織り込み済みであります。

平成28年3月期 連結業績見通し（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
〔連結〕（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
第2四半期	9,211	1,375	1,279	492
連結累計期間通期	18,823	2,850	2,658	1,051

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、46百万円であります。これは主に、子会社である株式会社大黒屋の情報管理システムの構築及びECサイト開発に係るものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成26年3月5日に、当社以外の全株主様を対象としたライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）を実施し、新株予約権66,599,954個の発行をいたしました（1個につき払込金額30円）。平成26年5月2日までに、その内57,760,250個が権利行使されたことで、1,732百万円の資金調達を行っております。

また、合同会社湯島キャピタルからの既存借入金のリファイナンス及び運転資金の調達を目的として、金融機関より長期借入金として4,700百万円を調達し、借入極度額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、同コミットメントライン契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は500百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第103期 (平成24年3月期)	第104期 (平成25年3月期)	第105期 (平成26年3月期)	第106期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	445	471	9,172	17,237
経常利益又は経 常損失(△) (百万円)	△118	△34	1,118	2,053
当期純利益又は 当期純損失 (△)(百万円)	△128	△37	279	698
1株当たり当期 純利益又は1株 当たり当期純損 失(△)(円)	△0.38	△1.03	4.65	9.00
総資産(百万円)	1,752	2,030	9,943	12,517
純資産(百万円)	1,105	1,570	4,737	6,535
1株当たり純資 産額(円)	3.23	33.81	38.94	65.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年3月5日付でライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、前連結会計年度の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第103期 (平成24年3月期)	第104期 (平成25年3月期)	第105期 (平成26年3月期)	第106期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	445	471	440	358
経常損失(△) (百万円)	△394	△313	△218	△242
当期純損失 (△)(百万円)	△403	△316	△215	△246
1株当たり当期 純損失(△) (円)	△1.18	△8.62	△3.59	△3.17
総資産(百万円)	1,059	1,061	1,601	3,026
純資産(百万円)	146	332	940	2,427
1株当たり純資 産額(円)	0.43	6.89	13.70	31.06

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年3月5日付でライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、前事業年度の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	(100%)	投資業及び有価証券投資
株式会社ディーワンダーランド	4,000	32.9% (38.6%)	持株会社
株式会社大黒屋	30	(71.5%)	質屋、古物売買業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社 4 社であり、持分法適用関連会社はございません。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率であります。

3. 当社は、平成26年7月18日付にて、株式会社ディーワンダーランドの株式を追加取得しております。

(4) 対処すべき課題

質屋、古物売買業においては、円安に伴う外国人観光客等による免税商品売上の増加により順調に推移しておりますが、今後も更なる増収増益を目指し、新規出店を視野にいれ前向きに取り組んでまいります。電機事業は、抜本的な事業構造の改革を推進中で効果が出てきております。そこで、今後の当社グループの連結収益の改善ならびに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

① 質屋、古物売買業の強化と展開加速化

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ減少したものの、順調に推移している大黒屋の質屋、古物売買業については、各支店毎の効率的運営、適正な価格での買取による利益率の確保、さらには新規出店を視野にいれ前向きに取り組んでまいります。また、当社が企業買収及び資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大、海外事業展開を積極的にサポートし、短期的な連結利益の向上と中長期的な収益基盤の拡充ならびに企業価値の向上を図ってまいります。

② 電機事業の事業構造改革の実施

これまで、生産面においては、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の低減を進めてまいり、結果として利益率が向上してまいりました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施してまいります。

③ キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを低減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めてまいります。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置付け、早期に配当を実現できるよう、最重要課題として取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社（アジアグロースキャピタル株式会社）、連結対象会社4社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。

（質屋、古物売買業）

当社子会社である株式会社大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業ならびに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。同社を支える中古ブランド品のリサイクル市場は、インターネット・オークション、フリーマーケットの浸透等で、顧客層がこだわりなく店舗に足を運ぶ環境が整ってきております。こうした環境下で、同社は、「大黒屋ブランド」として店舗を展開する地域の顧客から高い認知を得ており、中古ブランド品の買取金額、売上高においては業界トップクラスの位置づけにあります。中古ブランド品の取扱い比率が高いことや質屋業を兼営していることによる収益性の高さが特徴です。

(6) **主要な事業所及び工場**（平成27年3月31日現在）

①当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場（栃木県小山市）

②主要な子会社の事業所（平成27年3月31日現在）

株式会社エスピーオー	本社（東京都港区）
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社（東京都港区）
株式会社ディーワンダーランド	本社（東京都港区）
株式会社大黒屋	本社（千葉県船橋市）、国内支店19店

（注）株式会社大黒屋は、平成27年4月10日付にて、本社を千葉県船橋市から東京都港区に移転いたしました。

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
225名（27名）	16名（△2名）

（注）従業員数は、就業人員（当社グループから、グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
16名（10名）	2名（△1名）	48.1歳	19.2年

（注）従業員数は、就業人員（当社グループから、グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東京スター銀行	4,800百万円

（注）1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は500百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社である株式会社大黒屋は、平成27年4月10日付にて、本社を東京都港区港南4丁目1番8号リバーージュ品川3Fに移転いたしました。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 202,000,000株
- ② 発行済株式の総数 78,159,666株（自己株式10,129株を含む）
（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は11,552,050株増加しております。
- ③ 株主数 16,985名
- ④ 大株主（上位10名の株主）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
小川 浩平	10,410	13.32
日本証券金融株式会社	2,876	3.68
吉田 嘉明	1,668	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	943	1.21
松井証券株式会社	924	1.18
株式会社北海道カイリック	630	0.81
野村證券株式会社	582	0.75
株式会社SBI証券	551	0.71
マネックス証券株式会社	537	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	459	0.59

（注）持株比率は、自己株式(10,129株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
平成26年2月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権については、平成26年5月2日をもって行使期間が満了し、未行使分8,839,704個が消滅しております。

(3) 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 川 浩 平	株式会社ディーワンダーランド代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長
取 締 役	辛 羅 林	株式会社ディーワンダーランド取締役
取 締 役	鞍 掛 法 道	株式会社ディーワンダーランド取締役 株式会社大黒屋取締役
監 査 役（常 勤）	永 井 卓	株式会社ディーワンダーランド監査役 株式会社大黒屋監査役
監 査 役	伴 野 健 二	株式会社ディーワンダーランド監査役 株式会社トランサーチンターナショナル顧問
監 査 役	栃 木 敏 明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー

（注）１．監査役 伴野健二氏及び栃木敏明氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ・監査役 伴野健二氏は、株式会社トランサーチンターナショナルの顧問として、豊富な経営経験を有し、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。
- ・監査役 栃木敏明氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する高度な見識を有するものであり、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

２．社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③ 社外役員に関する事項」に記載しております。

３．株式会社ディーワンダーランド、株式会社大黒屋は、当社の連結子会社であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

（単位：千円）

区 分	支給人員	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	２名	22,000	株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円（平成9年6月27日決議）である。
監 査 役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	8,000 (2,400)	監査役の報酬限度額は月額2,000千円（平成元年8月30日決議）である。
計 （うち社外役員）	５名 （２名）	30,000 (2,400)	

（注）１．取締役及び監査役への、その他の職務執行の対価である財産上の利益の額はありません。

２．取締役の支給人員は、無報酬の取締役１名を除いております。

③ 社外役員に関する事項

監査役 伴野 健二

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社トランサーチインターナショナル顧問であります。
なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は77.8%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、同氏は取締役会及び監査役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

監査役 栃木 敏明

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は22.2%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

なお、当事業年度開催の取締役会9回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の会社情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることが出来ましたので、平成27年6月26日開催予定の第106回定時株主総会に社外取締役候補者の取締役選任議案を上程いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

- ・取締役の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

- ・監査役の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

- ・社外監査役の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

明誠有限責任監査法人

（注）明誠監査法人は、平成26年8月20日付で有限責任監査法人に移行し、明誠有限責任監査法人となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

- ・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

- ・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,200千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34,700千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特にございませぬ。

(5) 会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。(最終改訂 平成18年5月30日)

ア. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、全役職員を含め三十数名の組織構成であり、代表取締役や取締役が使用人の個々に至るまで管理・掌握できる状況にあり、従って上記社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規定に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。

取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

ウ. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規定を定め、当社を取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。

- エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することにしている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。

- オ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。

- カ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- キ. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を監査役に報告する。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は使用人にその説明・報告を求めることができるものとする。

- ク. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の会計監査人である明誠有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど関係を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

② 内部統制システムの整備に関する基本方針の改定について

内部統制システムの基本方針につきましては、「① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として、当事業年度末日現在で記載しておりますが、平成27年5月29日開催の取締役会決議により一部改訂を行っております。

なお、改定内容につきましては、東京証券取引所及び当社ホームページにおいて開示を行っております。

- ③ 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

- ④ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	3,557,810	1. 支払手形及び買掛金	72,079
2. 受取手形及び売掛金	483,691	2. 短期借入金	530,000
3. 営業貸付金	1,875,994	3. 1年内返済予定の長期借入金	4,300,000
4. 商品及び製品	4,163,462	4. 未払法人税等	586,970
5. 仕掛品	16,329	5. ポイント引当金	57,605
6. 原材料及び貯蔵品	32,712	6. その他	302,228
7. 繰延税金資産	147,205	流動負債合計	5,848,883
8. その他	253,826		
9. 貸倒引当金	△3,222	II 固定負債	
流動資産合計	10,527,810	1. 資産除去債務	15,233
II 固定資産		2. 退職給付に係る負債	27,308
1. 有形固定資産		3. 繰延税金負債	14,998
(1)建物及び構築物	840,088	4. その他	76,086
減価償却累計額	△549,147	固定負債合計	133,627
建物及び構築物(純額)	290,941	負債合計	5,982,511
(2)機械装置及び運搬具	139,828		
減価償却累計額	△139,026	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具(純額)	801	I 株主資本	
(3)工具、器具及び備品	661,450	1. 資本金	1,604,617
減価償却累計額	△589,609	2. 資本剰余金	1,286,229
工具、器具及び備品(純額)	71,840	3. 利益剰余金	2,214,089
(4)土地	390,971	4. 自己株式	△2,025
有形固定資産合計	754,555	株主資本合計	5,102,911
2. 無形固定資産		II その他の包括利益累計額	
(1)のれん	628,186	その他の有価証券評価差額金	6,023
(2)その他	51,300	その他の包括利益累計額合計	6,023
無形固定資産合計	679,487	III 少数株主持分	1,426,413
3. 投資その他の資産		純資産合計	6,535,349
(1)投資有価証券	44,609	負債純資産合計	12,517,860
(2)差入保証金	508,997		
(3)退職給付に係る資産	1,249		
(4)その他	3,792		
(5)貸倒引当金	△2,640		
投資その他の資産合計	556,008		
固定資産合計	1,990,050		
資産合計	12,517,860		

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		17,237,788
II 売 上 原 価		11,708,985
売 上 総 利 益		5,528,803
III 販売費及び一般管理費		3,027,233
営 業 利 益		2,501,570
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	662	
2. 受 取 配 当 金	633	
3. 受 取 手 数 料	8,458	
4. 退職給付に係る負債戻入額	5,943	
5. 長期未払金取崩益	4,866	
6. そ の 他	6,634	27,200
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	224,469	
2. 支 払 手 数 料	205,509	
3. そ の 他	44,900	474,878
経 常 利 益		2,053,891
VI 特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	29,533	29,533
VII 特 別 損 失		
減 損 損 失	699	699
税金等調整前当期純利益		2,082,724
法人税、住民税及び事業税	935,679	
法人税等調整額	9	935,689
少数株主損益調整前当期純利益		1,147,035
少 数 株 主 利 益		449,021
当 期 純 利 益		698,014

連結株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	738,214	419,825	1,516,074	△1,577	2,672,537
当連結会計年度変動額					
新株の発行	866,403	866,403			1,732,807
自己株式の取得				△452	△452
自己株式の処分		0		4	4
当期純利益			698,014		698,014
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	866,403	866,403	698,014	△447	2,430,373
当連結会計年度末残高	1,604,617	1,286,229	2,214,089	△2,025	5,102,911

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当連結会計年度期首残高	1,595	1,595	2,063,002	4,737,135
当連結会計年度変動額				
新株の発行				1,732,807
自己株式の取得				△452
自己株式の処分				4
当期純利益				698,014
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	4,428	4,428	△636,588	△632,160
当連結会計年度変動額合計	4,428	4,428	△636,588	1,798,213
当連結会計年度末残高	6,023	6,023	1,426,413	6,535,349

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社エスビーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

株式会社ディーワンダーランド

株式会社大黒屋

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である、オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社、株式会社ディーワンダーランド及び株式会社大黒屋の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

なお、株式会社エスビーオーの決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

当社及び連結子会社である株式会社エスビーオー及びオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（商品）

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（製品・仕掛品・材料）

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

連結子会社である株式会社ディーワンダーランド及び株式会社大黒屋の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（商品）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械及び装置	5～12年
車両運搬具	3～6年
工具器具及び備品	2～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 質屋業における収益計上時期について

売上高には質屋業における質料が含まれております。質料は営業貸付金に対する利息と質物（担保物）に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続させるか流質させる（質物を放棄し、債務の弁済に充てる）かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時で認識し、売上計上しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「預け金」(当連結会計年度は、9千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「受取手数料」は416千円であります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	2,350,404千円
営業貸付金	1,875,994
商品及び製品	4,092,428
建物及び構築物	59,356
土地	289,883
計	8,668,067

上記以外に、関係会社株式(取得価額5,505,100千円)に対して質権が設定されておりますが、連結子会社の株式のため連結貸借対照表では相殺消去されております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	4,300,000
計	4,800,000

2. 受取手形裏書譲渡高 586千円

3. 貸出コミットメント契約

連結子会社(株式会社大黒屋)においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	500,000
差引額	500,000

4. 財務制限条項

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、短期借入金500,000千円、1年内返済予定の長期借入金4,300,000千円）について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、設備投資制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当の実施を行うことができません。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	78,159,666株
------	-------------

当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	10,129株
------	---------

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入れ及び新株発行による直接金融により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理手続きに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。

営業債権である営業貸付金は、質草を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を株式会社大黒屋が得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金は、主に不動産の賃貸借契約に伴い差し入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引開始時に相手先の信用判定を行うとともに（契約更新時その他）適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

1年内返済予定の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に金利動向を把握し、金利条件の見直し等を行っております。また、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、当社グループの業績・財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

買掛金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

なお、デリバティブ取引はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	3,557,810	3,557,810	—
(2) 受取手形及び売掛金	483,691	483,691	—
(3) 営業貸付金	1,875,994		
貸倒引当金	△3,222		
差引	1,872,771	1,872,771	—
(4) 投資有価証券	39,809	39,809	—
その他有価証券			
(5) 差入保証金	498,977	465,391	△33,585
(6) 支払手形及び買掛金	(72,079)	(72,079)	—
(7) 短期借入金	(530,000)	(530,000)	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	(4,300,000)	(4,300,000)	—
(9) 未払法人税等	(586,970)	(586,970)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金は、質草を担保とする債権であります。質草の預り期間は短期間であり、貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は、変動金利であり、短期間で市場金利が反映され、また、当社グループの信用状態も借入実行後大きく異ならないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「2. 金融商品の時価等に関する事項 (4) 投資有価証券 その他有価証券 (5) 差入保証金」には含めておりません。

非上場株式(連結貸借対照表計上額4,800千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。また、差入保証金のうち、返還時期の見積りが困難なもの(連結貸借対照表計上額10,020千円)については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,557,810	—	—	—
受取手形及び売掛金	483,691	—	—	—
営業貸付金	1,875,994	—	—	—

(注) 差入保証金については、償還日を明確に判断できないため、上表には含めておりません。

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	530,000	—	—	—
長期借入金	4,300,000	—	—	—

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 65円37銭

1株当たり当期純利益 9円00銭

(注) 当社は、平成26年3月5日付でライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、当連結会計年度の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅸ. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等（子会社株式の追加取得）

1. 取引の概要

- (1) 対象となった子会社の名称及びその事業の内容
名称 株式会社ディーワンダーランド
事業の内容 事業持株会社
- (2) 企業結合日
平成26年7月18日（平成26年7月1日みなし取得）
- (3) 企業結合の法的形式
株式の取得
- (4) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項

当社は、連結子会社である株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」といいます。）の株式を42.8%所有（うち、間接所有38.6%）していましたが、同社への投資を拡大するため、平成26年5月16日から同年7月1日の期間でDW株式の公開買付けを行い、同年7月18日付で少数株主が保有する株式を10,411,883株（発行済株式総数の28.7%）取得いたしました。これにより、当社は、DWの株式を71.5%所有（うち、間接所有38.6%）することとなりました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として処理として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	1,041,188千円
付随費用		17,610
取得原価		1,058,798

(2) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

- ① 発生した負ののれん発生益の金額
29,533千円
- ② 発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価と、当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月27日

アジアグロースキャピタル株式会社
取締役会 御中

明 誠 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 豊 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジアグロースキャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月29日

アジアグロースキャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ㊞

監査役 伴野 健二 ㊞

監査役 栃木 敏明 ㊞

(注) 監査役 伴野 健二、栃木 敏明の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現 金 及 び 預 金	865,287	1. 支 払 手 形	46,094
2. 受 取 手 形	63,631	2. 買 掛 金	12,569
3. 売 掛 金	46,105	3. 関係会社短期借入金	350,700
4. 商 品 及 び 製 品	39,653	4. 未 払 金	22,407
5. 仕 掛 品	16,329	5. 未 払 費 用	52,016
6. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	32,182	6. 未 払 法 人 税 等	7,279
7. 前 払 費 用	4,589	7. 預 り 金	797
8. 未 収 消 費 税 等	7,954	8. そ の 他	30,000
9. 関係会社短期貸付金	96,000		
10. そ の 他	3,465		
流 動 資 産 合 計	1,175,199	流 動 負 債 合 計	521,865
II 固 定 資 産		II 固 定 負 債	
1. 有 形 固 定 資 産		1. 繰 延 税 金 負 債	63
(1) 建 物	114,144	2. 資 産 除 去 債 務	15,233
減 価 償 却 累 計 額	△75,793	3. そ の 他	62,514
建 物 (純 額)	38,350	固 定 負 債 合 計	77,811
(2) 構 築 物	650	負 債 合 計	599,677
減 価 償 却 累 計 額	△268		
構 築 物 (純 額)	381	(純資産の部)	
(3) 機 械 及 び 装 置	96,809	I 株 主 資 本	
減 価 償 却 累 計 額	△96,809	1. 資 本 金	1,604,617
機 械 及 び 装 置 (純 額)	0	2. 資 本 剰 余 金	
(4) 車 両 運 搬 具	31,209	(1) 資 本 準 備 金	1,286,229
減 価 償 却 累 計 額	△30,415	(2) その他資本剰余金	0
車 両 運 搬 具 (純 額)	794	資 本 剰 余 金 合 計	1,286,229
(5) 工 具、器 具 及 び 備 品	185,647	3. 利 益 剰 余 金	
減 価 償 却 累 計 額	△184,370	(1) その他利益剰余金	△461,809
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	1,277	繰 越 利 益 剰 余 金	△461,809
(6) 土 地	2,610	利 益 剰 余 金 合 計	△461,809
有 形 固 定 資 産 合 計	43,414	4. 自 己 株 式	△2,025
2. 無 形 固 定 資 産		株 主 資 本 合 計	2,427,013
その他の施設利用権	2,614	II 評 価・換 算 差 額 等	
無 形 固 定 資 産 合 計	2,614	その他有価証券評価差額金	132
3. 投 資 そ の 他 の 資 産		評 価・換 算 差 額 等 合 計	132
(1) 投 資 有 価 証 券	755	純 資 産 合 計	2,427,145
(2) 関 係 会 社 株 式	1,792,071	負 債 純 資 産 合 計	3,026,823
(3) 前 払 年 金 費 用	1,249		
(4) 差 入 保 証 金	11,422		
(5) そ の 他	96		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	1,805,595		
固 定 資 産 合 計	1,851,624		
資 産 合 計	3,026,823		

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		358,758
II 売 上 原 価		226,094
売 上 総 利 益		132,663
III 販売費及び一般管理費		339,030
営 業 損 失		206,366
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	2,090	
2. 受 取 配 当 金	18	
3. 受 取 家 賃	3,768	
4. 退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	5,943	
5. 長 期 未 払 金 取 崩 益	4,866	
6. そ の 他	1,888	18,576
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	12,475	
2. 株 式 交 付 費	42,628	
3. そ の 他	20	55,124
経 常 損 失		242,914
VI 特 別 損 失		
減 損 損 失	699	699
税 引 前 当 期 純 損 失		243,614
法人税、住民税および事業税		2,558
当 期 純 損 失		246,172

株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	738,214	419,825	—	419,825	△215,636	△215,636
当期変動額						
新株の発行	866,403	866,403		866,403		
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
当期純損失 (△)					△246,172	△246,172
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	866,403	866,403	0	866,403	△246,172	△246,172
当期末残高	1,604,617	1,286,229	0	1,286,229	△461,809	△461,809

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,577	940,826	130	130	940,956
当期変動額					
新株の発行		1,732,807			1,732,807
自己株式の取得	△452	△452			△452
自己株式の処分	4	4			4
当期純損失 (△)		△246,172			△246,172
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			2	2	2
当期変動額合計	△447	1,486,186	2	2	1,486,189
当期末残高	△2,025	2,427,013	132	132	2,427,145

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～60年

機械及び装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率による繰入額を計上しております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「株主、役員又は従業員からの短期借入金」(当事業年度は、30,000千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「株主、役員又は従業員への長期未払金」(当事業年度は、57,886千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ. 貸借対照表等に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	63,631千円
売掛金	46,105
商品及び製品	2,934
建物	38,350
土地	2,610
計	153,632

(2) 担保に係る債務

関係会社短期借入金	93,700千円
-----------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く。)

短期金銭債権	2,658千円
長期金銭債務	628

3. 取締役に対する短期金銭債務の総額

金銭債務	36,908千円
------	----------

4. 受取手形裏書譲渡高

	586千円
--	-------

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	17,115千円
受取家賃	3,768
雑収入	1,709
受取利息	1,776
支払利息	9,861

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,129株
------	---------

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（千円）

繰延税金資産	
未払事業税	1,563
貸倒引当金	68,981
長期貸付金	4,257
長期滞留債権	237,236
破産債権・更生債権	3,415
長期差入保証金	3,719
未払役員退職金	18,828
減損損失	6,389
資産除去債務	4,926
原材料	1,343
その他	1,109
繰越欠損金	1,906,962
繰延税金資産小計	2,258,732
繰延税金資産評価性引当額	△2,258,327
繰延税金資産合計	405
繰延税金負債	
その他	△468
繰延税金負債合計	△468
繰延税金資産（負債）の純額	△63

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更による、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）への影響は軽微であります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されましたが、これによる影響はございません。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 (3名)	借 入 金 の 返 済	2,000	関 係 会 社 短期借入金	257,000
				支払利息 (注2)	5,176	未 払 費 用	23,045
子会社	株式会社ディー ワンダーランド	所有 直接32.9% 間接38.6%	役員の兼任 (5名)	借 入 に 対 す る 担 保 提 供	153,632	関 係 会 社 短期借入金	93,700
				支払利息 (注2)	4,685	未 払 費 用	23,458
				受取家賃 (注3)	3,768	そ の 他 (固定負債)	628
				短 期 資 金 の 貸 付	80,400	関 係 会 社 短期貸付金	80,400
				貸 付 金 の 回 収	73,900		
				受取利息 (注2)	1,483	未 収 入 金	1,483

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	氏 名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	小川 浩平	被所有 直接13.3%	代表取締役	—	—	そ の 他 (流動負債)	30,000
				支払利息 (注2)	1,958	未 払 金	6,908
						未 払 費 用	4,389

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
3. 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	31円06銭
-----------	--------

1株当たり当期純損失	3円17銭
------------	-------

(注) 当社は、平成26年3月5日付でライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、当事業年度の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月27日

アジアグロースキャピタル株式会社
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 豊 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジアグロースキャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月29日

アジアグロースキャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 永 井 卓 ㊞

監 査 役 伴 野 健 二 ㊞

監 査 役 栃 木 敏 明 ㊞

(注) 監査役 伴野 健二、栃木 敏明の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の20,200万株から31,200万株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,200</u> 万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,200</u> 万株とする。

第2号議案 取締役2名選任の件

経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された場合の任期は、当社定款第22条の定めにより他の在任取締役の残任期間である、平成28年6月開催予定の第107期定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	トモノケンジ 伴野 健二 (昭和19年7月9日生)	昭和42年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 昭和42年4月 山一證券株式会社入社 平成6年6月 同社 取締役ヨーロッパ本部長 (ロンドン駐在) 平成8年6月 同社 常務取締役資本市場本部長 平成12年1月 株式会社トランサーチインターナショナル入社 取締役副社長 平成21年7月 同社 顧問(現任) 平成23年6月 当社 監査役(現任) 平成24年12月 株式会社ディーワンダーランド 監査役(現任)	0株
2	コタカコウジ 小高 功嗣 (昭和33年5月14日生)	昭和58年 慶応義塾大学法学部卒業 昭和59年 最高裁判所司法研修所入所 昭和61年 最高裁判所司法研修所退所 昭和61年 佐藤・津田法律事務所入所 昭和63年 佐藤・津田法律事務所退所 平成2年 シカゴ大学ロー・スクール卒業 平成2年 ゴールドマンサックス証券入社 平成10年 同社 マネージング・ディレクター 平成20年 ゴールドマンサックス証券退社 平成20年 株式会社R&K Company代表取締役(現任) 平成21年 西村あさひ法律事務所入所 平成22年 西村あさひ法律事務所退所 平成22年 GIC証券株式会社社外取締役 平成23年 小高功嗣法律事務所(現任) 平成25年 GIC証券株式会社社外取締役退任 平成25年 マネックスグループ株式会社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 両氏は社外取締役候補者であります。
2. 伴野健二氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
3. 両取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 選任理由
- (1) 伴野健二氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
- (2) 小高功嗣氏を社外取締役候補者としたのは、弁護士としての高度な専門的知識を客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
5. 当社は伴野健二氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。伴野健二氏が選任された場合は、当社は会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
6. 小高功嗣氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
7. 伴野健二氏及び小高功嗣氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 「所有する当社株式の数」については、平成27年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役伴野健二氏並びに栃木敏明氏は、本株主総会の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本株主総会において選任いただく監査役の任期は、平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	トチギトシアキ 栃 木 敏 明 (昭和24年4月16日生)	昭和47年3月 中央大学法学部卒業 昭和51年10月 司法試験合格 昭和54年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成7年5月 のぞみ総合法律事務所創業 パートナー（現任） 平成10年4月 第二東京弁護士会 副会長 平成15年4月 同 事務局長 平成17年4月 日本弁護士連合会 常務理事 平成18年9月 株式会社十六銀行 監査役 平成22年4月 第二東京弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長 平成23年5月 日本弁護士政治連盟 副理事長 (現任) 平成23年6月 当社 監査役(現任) 平成26年6月 株式会社ヨコオ 社外監査役 (現任)	0株
2	カスイシゲル 粕 井 滋 (昭和27年1月21日生)	昭和49年3月 同志社大学社会学部卒業 昭和49年4月 総合商社入社 昭和52年2月 (株)日本マーケティングセン ター(現(株)船井総合研究 所)入社 昭和59年12月 同社 組織運営部長 平成2年12月 同社 東京第二開発部長 平成9年12月 同社 社長室部長 平成12年1月 (株)コスモ開発代表取締役兼 (株)船井総合研究所社長室部 長 平成13年11月 プロフィット・パートナーズ (株)((株)船井総合研究所グ ループ会社)設立 平成24年2月 定年により退社 平成26年2月 粕井総合研究所設立	0株

候補者 番号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	イチココウイチ 市 古 絃 一 (昭和18年12月17日生)	昭和42年 4 月 朝日生命保険相互会社入社 昭和59年10月 朝日生命インベストメントヨーロップ社長 平成 2 年 4 月 朝日生命保険相互会社国際投資部長 平成 5 年 4 月 同社国際業務部部长 平成 8 年 4 月 同社有価証券部長 平成10年 4 月 同社秘書部長 平成13年 6 月 朝日生命カードサービス株式会社社長 平成15年 6 月 同社顧問 平成16年 1 月 (株)イーアイティー顧問 平成16年 4 月 同社監査役 平成24年 6 月 同社取締役 平成26年12月 同社顧問	0株

- (注) 1. 粕井滋氏及び市古絃一氏は新任の監査役候補者であります。
2. 栃木敏明氏は現在当社社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
3. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 各候補者は社外監査役候補者であります。
5. 選任理由
- (1) 栃木敏明氏を引き続き社外監査役候補者としたのは、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
- (2) 粕井滋氏を社外監査役候補者としたのは、長年にわたる企業経営者としての幅広い知識経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
- (3) 市古絃一氏を社外監査役候補者としたのは、長年にわたる企業経営者としての幅広い知識経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
6. 当社は栃木敏明氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。栃木敏明氏の再任が承認された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 粕井滋氏及び市古絃一氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
8. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 「所有する当社株式の数」については、平成27年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成9年6月27日開催の定時株主総会において月額50,000千円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役に対する報酬として、年額50,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。また、当社の監査役の報酬額は、平成元年8月30日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該監査役の報酬額とは別枠で、当社の監査役に対する報酬として、年額5,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は3名であります。第3号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり可決されますと5名となります。また、現在の監査役の員数は3名であります。第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり可決されますと4名となります。

1. 新株予約権を当社取締役および監査役の報酬として付与することを相当とする理由

当社の株価と連動する報酬として、取締役及び監査役の新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役につきましては普通株式267,300株、監査役につきましては普通株式26,700株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が総会決議の日以後に、普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以その他の新株予約権の下同じ。）又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものいたします。

(2) 新株予約権の数

取締役につきましては2,673個、監査役につきましては267個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とする。(ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の公正価額及び払込金額

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額といたします。新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内といたします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日といたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとし、相続による場合を除き原則として譲渡は認めないものといたします。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容等

新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しましては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットで議決権行使を行うために次のシステム環境をご確認下さい。

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降又はAdobe® Reader® Ver.6.0 以降（画面上で株主総会参考書類等をご覧になる場合）
- (3) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (4) 携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承下さい。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管下さい。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

- (2) 上記(1)以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120-782-031（受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00）

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場：東京都港区高輪二丁目1番13号

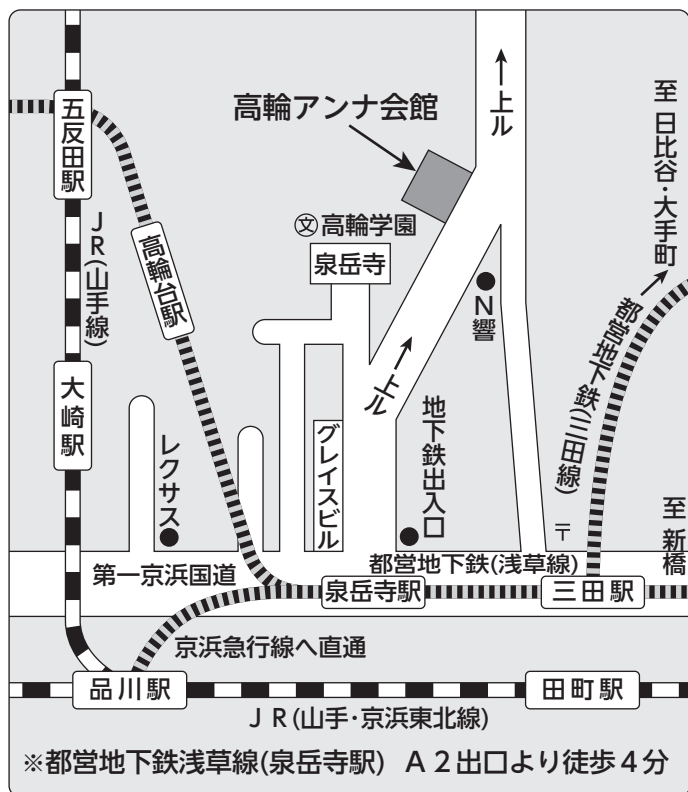
高輪タウンハウス内

高輪アンナ会館 ホール

連絡先電話番号 03 (3448) 7300 当社本社

最寄り駅からの交通機関：

都営地下鉄浅草線（泉岳寺駅）A2出口より徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

